

協働まちづくり情報誌

# にのみや 広報



吾妻山公園 花木園より海を望む

(平成17年4月28日撮影)

## ●今月の紙面

にのみや町民大学……………②～③	介護新時代……………⑩
下半期財政状況のあらまし……………④	こんにちは 健康課です……………⑪
地区と町との大切な橋渡し……………⑤	じょうほう館……………⑫～⑬
町の今後のごみ処理は!! ……………⑥	みんなの広場・まちの話題……………⑭・⑮
安全安心まちづくり……………⑦	など

ホームページアドレス <http://www.town.ninomiya.kanagawa.jp/>

5

2006

「いつでも どこでも だれでも」 楽しく学べる

# にのみや町民大学を開講!

## 町民が主役の 生涯学習のまちに

生涯学習とは、心豊かで生きがいのある人生を送るために、生涯を通して行う自主的・主体的な学習です。

町民のみなさん一人ひとりが学習課題を見つけ、一人の学習から仲間とともに学び、お互いの学習活動やその成果を認め合い、地域社会に生かしていくことが、生涯学習のまちづくりにつながっていきます。

## 生涯にわたり 学ぶことが大切です

子どもからお年寄りまでの人生の各時期に、自ら学習意欲をもって必要な学習課題を選択して取り組むことが求められます。

今日の激しい社会の変化に対応し、生涯にわたって時代の変化に応じた新たな学習課題を取り入れ、学びつづけることが大切です。

## 町民大学がはじまります

町では、平成17年3月に策定された「二宮町生涯学習推進プラン」に基づき、町民の学習機会を拡充するため、にのみや町民大学を開講します。

のみにや町民大学を開講します。

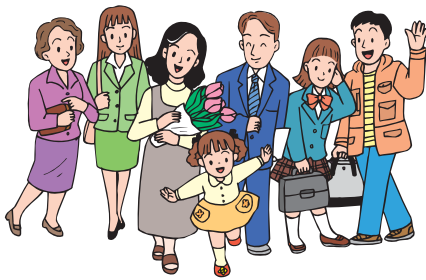
町をステージに「いつでも、どこでも、だれでも」楽しく学べる町民大学として、町民の皆さんの多様な学習ニーズに応え、各種講座・教室を開催し、学びの場づくりをすすめます。

## みつけよう

## はじめよう 生涯学習

町民大学では、多様なジャンルにわたり、趣味・教養や暮らしに役立つ基礎的な内容の一般講座と、町の歴史や自然について専門的に学び、指導者をめざす専門講座があります。

講座・教室に参加し、趣味や特技の幅を広げたり、仲間をつくり、生きがいをみつけてみませんか。



## にのみや町民大学一般講座

参加者の募集は、広報にのみやお知らせ版「生涯学習ガイド」や町ホームページなどで随時行います。下記の一覧はあくまでも予定です。日程・内容等は変更することがあります。

講座名	募集時期	内容	講座名	募集時期	内容
筆で書く日常文講座	5月	美しい文字を筆で書くには	大磯宿にあるこう	10月	宿場としての大磯をめぐる
基礎からはじめるカラオケ教室	5月	初心者のためのカラオケ教室	お菓子作り教室	11月	簡単にできるお菓子作り
浴衣の着つけ	6月	ひとりで浴衣が着られるように	凧を作って飛ばそう	12月	凧を作って、大空に掲げる
押し花で作品を	6月	花葉書・花カードなどを作る	布ぞうり作り	1月	古着・古布で布ぞうりを作る
科学実験教室 パート1	6月	表面張力ってなんだろう	科学実験教室 パート2	1月	燃焼と爆発の実験など
パソコン講習会	7月 年4回	役立つエクセル・ワードなど各種コースで開催	自分だけの本を作ろう	1月	本の装丁の方法を習得する
簡単にできる自己ケア	7月	肩こりなどの予防としての自己ケア法を学びます	遺言の重要性とその作り方	3月	遺言の作り方を学びます
実用おりがみ講座	8月	チラシをつかって箱などを作る	自転車入門	3月	自転車の整備方と正しい乗り方。
水墨画入門	8月	水墨画の初歩を学ぶ	自然観察	年3回	野草・野鳥・虫などの自然観察
二宮の歴史探訪	8月	二宮の歴史、習慣、昔話などを知る(座学と散策)	ライフプラン講座	年3回	中学生向け…職業観の育成 高校・大学生向け…自己PR法 新社会人向け…スケジュール管理など

## にのみやの自然コース

回数	開講式	自然の神秘を知る
第1回	「自然の見方・考え方」 5月20日(土) 10時～15時	講師：浜口 哲一氏 (平塚市博物館館長)
第2回	「川の中の自然」 6月17日(土) 10時～15時	講師：石原 龍雄氏 (箱根町森のふれあい館館長)
第3回	「昆虫と人間」 7月15日(土) 10時～15時	講師：槐 真史氏 (厚木市郷土資料館学芸員)
第4回	「自然の中の鳥」 9月16日(土) 10時～15時	講師：斎木 邦弘氏 (二宮野鳥の会 副会長)
第5回	「里山の見方」 10月21日(土) 10時～15時	講師：浜口 哲一氏 (平塚市博物館館長)
第6回	「にのみやの町土の生い立ち」 12月9日(土) 10時～15時	講師：奥村 清氏 (元鳴門教育大学教授)



## にのみや町民大学専門講座受講者募集

町の自然や歴史に関することを専門的に学び、指導者養成をめざす講座です。  
各コースとも講義とフィールドワークの組み合わせを基本とします。  
原則として各コースとも年間全6回、2か年受講できる方を対象とします。  
定員 各コース20名 ※両コース受講可 会場 ラディアン  
参加費 1コース(全6回) 1,000円(教材費・保険料)  
申込み・問合せ 生涯学習課 (☎72-6912)



## にのみやの歴史コース

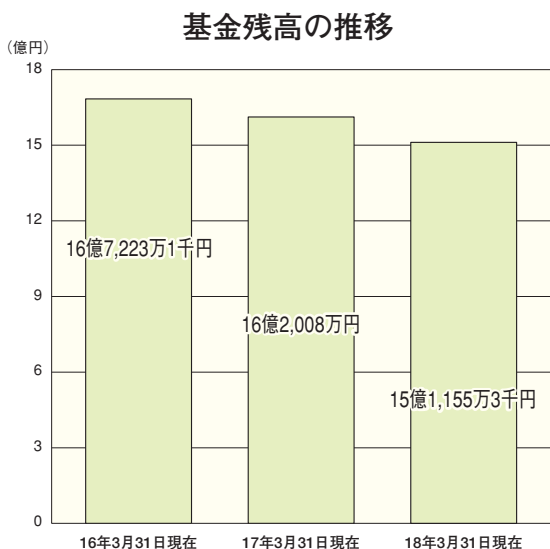
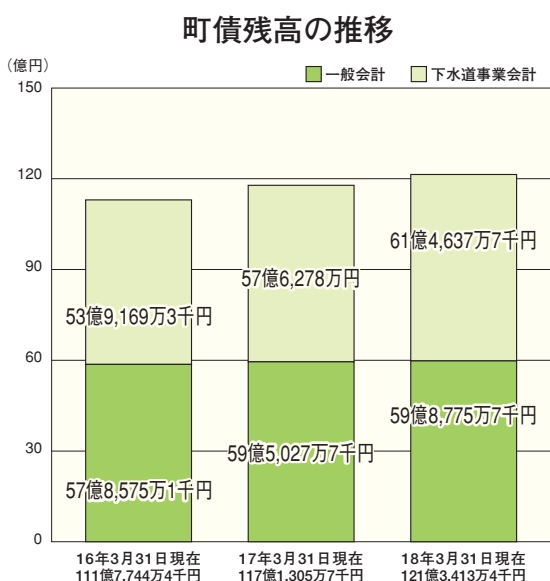
回数	開講式	にのみやのルーツを探る
第1回	「古代におけるにのみやの成立」 6月11日(日) 10時～15時	講師：土井 浩氏 (元平塚市博物館館長)
第2回	「古い地名を訪ねて」 6月24日(土) 10時～15時	講師：土井 浩氏 (元平塚市博物館館長)
第3回	「近代のにのみや」 7月29日(土) 10時～15時	講師：土井 浩氏 (元平塚市博物館館長)
第4回	考古学から見た「にのみやの歴史」 8月26日(土) 10時～15時	講師：杉山 幾一氏 (元南足柄市郷土資料館館長)
第5回	「東海道とにのみや」 9月30日(土) 10時～15時	講師：奥村 清氏 (元鳴門教育大学教授)
第6回	「にのみやの古道」 11月18日(土) 10時～15時	講師：奥村 清氏 (元鳴門教育大学教授)

## 17年度下半期の財政状況

		予算現額	収入・支出済額	収入・支出割合
一般会計	歳入	73億8,719万円	70億3,056万1千円	95.2%
	歳出	73億8,719万円	63億9,282万4千円	86.5%
国民健康保険特別会計	歳入	26億8,810万4千円	25億2,663万2千円	94.0%
	歳出	26億8,810万4千円	23億9,608万8千円	89.1%
老人保健医療特別会計	歳入	24億2,102万1千円	21億7,786万1千円	90.0%
	歳出	24億2,102万1千円	21億4,486万8千円	88.6%
介護保険特別会計	歳入	15億3,716万7千円	14億3,421万6千円	93.3%
	歳出	15億3,716万7千円	13億8,450万8千円	90.1%
下水道事業特別会計	歳入	16億1,647万円	10億5,610万9千円	65.3%
	歳出	16億1,647万円	12億8,150万5千円	79.3%

町では、毎年5月と11月に財政状況をお知らせしています。今回は、17年度下半期（昨年10月から本年3月まで）の状況をお知らせします。一般会計予算額は、補正予算を経て73億8719万円となりました。

# 17年度下半期 財政状況のあらまし



3月末現在、収入済額は、歳入予算額に対して95.2%、前年度同期と比較して0.6ポイントの減、支出は歳出予算額の86.5%、前年度同期と比較して0.1ポイントの減となっています。特別会計の状況と町債の残高、基金の残高は別表のとおりです。

なお、17年度分として4月1日から5月31日までの「出納整理期間」中に収入・支出される額は含まれていません。最終的な決算額は後日お知らせします。

問い合わせ 財政課財務係

## 町政資料の閲覧コーナー

### 〔行政資料紹介〕

閲覧コーナーで閲覧できる町や県の行政資料の最新版です。

### 〔町の資料〕

○二宮町町制施行70周年記念町勢要覧

### 〔県の資料〕

○事業所・企業統計調査結果報告

○土地統計資料集

「かながわの土地」統計資料編

○かながわの青少年

ほかにも閲覧できる資料があります。

問い合わせ 総務課庶務係

地区と町との大切な橋渡し

18年度地区長と協議会の役職・所属研究会 (敬称略)

地区	氏名	協議会の役職	所属研究会	地区	氏名	協議会の役職	所属研究会
一色	橋川 卓司	会計	地域環境	富士見が丘3	早川 正芳	書記	地域活動
緑が丘	兼田 昌治		地域活動	松根	山口 幸司		地域防災
百合が丘1	築取 正通	監査	地域活動	上町	添田 實	副会長	地域活動
百合が丘2	川上 幹男		地域防災	中町	掬川 啓次		地域活動
百合が丘3	遠藤 道夫		地域活動	下町	加藤 嘉治		地域防災
中里	和田 健三	監査	地域環境	梅沢	山本 哲巨		地域活動
元町北	五十嵐 卓		地域防災	越地	脇 俊治		地域環境
元町南	兵藤 輝男	副会長	地域環境	茶屋	西山 誠	会長	地域防災
富士見が丘1	伊藤 勲		地域防災	釜野	西山 力		地域環境
富士見が丘2	松尾 武保		地域環境	川匂	峯尾 賢治		地域防災

4月12日、各地区の代表者で組織する地区長連絡協議会の第1回連絡会議が開かれました。この協議会は、行政との連絡調整や地域課題の情報交換など、地区と町を結ぶ大切な役割を担うとともに、20名の地区長が自主的に取り組む三つの研究会の活動もあります。

今年度、14名の新地区長を迎え、新たな取り組みが期待されるのですが、地域住民の皆さんや町の委嘱を受けている各委員との連携を密にして、よりよい地域活動が展開できるようにご理解とご協力をお願いします。

また、町からの委託を受けて、長野県高山村との地域間交流事業の運営等も積極的に進めていきます。

\*6月号では、特色ある地域づくりのために町から各地区に支出される「地域活動支援交付金」についてお知らせします。

**問い合わせ** 地域推進課  
協働まちづくり推進係

二宮都市計画  
地区計画の決定

(富士見が丘三丁目地区)



富士見が丘三丁目の地区計画が決定しました。地区計画とは、都市計画法により定められている制度で、道路や公園等の配置や建築物等の用途、形態等に関する事項を地区ごとに定め、地区独自のまちづくりのルールをつくるものです。

この地区計画により、町のルールである建築基準法等の制限の一部が地区計画の内容に置き換わり、建築・開発行為を行う場合に守らなくてはならない地区独自のルールが決定されます。

今回決定した富士見が丘三丁目地区は地域の皆さんの要望に基づき、主に建築物の建築に対する規制・誘導により、きれいな街並みの低層住宅地として良好な住環境を保全することを目的としています。

具体的な制限の内容

- ・建築物等の用途の制限
- ・敷地面積の最低限度
- ・高さの最高限度
- ・建築物の形態又は意匠（デザイン等）の制限

※詳細は町ホームページでも閲覧できます。

**問い合わせ** 都市整備課計画指導係

町は平成19年9月末までにごみの焼却を停止し、二宮町以外の外部で効率的・安定的にごみの焼却処理を行うためにごみ積替施設を桜美園内に建設する計画を立てています。そのため、平成17年度に積替施設の基礎調査を行い、その結果がまとまりましたので、

3月4日(土)にラディアンのミーティングルームにおいて、説明会を行いました。当日、会場に入りきれない方や質疑応答の時間が充分にとれなかったため、4月15日(土)にラディアンのホールで第2回目の説明会を開催しました。その内容についてお知らせします。

**焼却停止までの経過**

平成14年9月に町が「循環型社会に向けた町のごみ処理について」を発表し、平成19年度末までには、現在の焼却炉を止めて外部搬出することを表明しました。

その後、実現に向けて様々な検討を進めるなかで、昨年11月の議会で、ごみ積替施設整備計画を示すと共に、停止を半年早めて、平成19年10月には外部搬出する計画の説明をしました。

また、今年の3月町議会ではごみ積替施設建設予算について、慎重な審議を経た上で、承認されました。

**積替施設の必要性**

ごみ積替施設は、町が2トン車で収集しているごみと、直接持ち込まれるごみを、外部へ搬出するため、大型車に積み替えるための施設です。

現在、桜美園に毎日出るごみなどの可燃ごみを搬入している車両は、年間5025台(平成16年度実績)です。内訳は、町の収集が3150台(62・7%)、その他個人の方などが直接桜美園に持ち込んでいるものが1875台

(37・3%)となっています。

ごみ処理は本来発生した場所での責任を持って処理することが必要です(自区内処理の原則)。搬出先での車両通行による排ガス、交通渋滞、交通事故の危険性など環境影響をできるだけ軽減し、搬出先の住民感情にも充分配慮する必要があります。

さらに、現状のごみのすべてを収集態勢の変更をすることなく、速やかに外部へ搬出するためには、積替施設を桜美園に設置することが最も適当な方法であると言えます。

**環境に最大限配慮した施設**

基本計画の概要は次のとおりです。

搬出車両は臭気対策から大型パッカー車を使用し、車庫は大型車3台が駐車可能なスペースを設けます。

なお、大規模な造成工事が必要とならない、平面式または平面ホッパー式を基本とします。

収集車から大型車へ積み替える方法は、場内道路と高低差を利用する供給コンベア方式を採用することが良いとの基礎調査結果でした。

また、桜美園内どこに造る

**説明会参加者の状況**

居住地	月日	4月15日			
		3月4日	前回参加	新規・不明	合計
緑が丘		154人	92人	80人	172人
中里		23人	11人	1人	12人
二宮		19人	8人	10人	18人
富士見が丘		11人	4人	1人	5人
その他		13人	6人	8人	14人
合計		220人	121人	100人	221人

※4月15日に前回の参加の有無を確認したところ、121名が2回とも参加、94名が1回目不参加、不明は6名でした。

かについては、3つの案を検討しました。

なお、特に臭気対策はできる限り万全なものとし、最大限の対策を行います。建物全体及び受入れホッパーや供給コンベアをスポット的に吸引し、その臭気を活性炭吸着とオゾン脱臭装置により、周辺環境とほぼ同レベルの臭気とすることが可能となります。

これらごみ積替施設を整備するにあたって、環境面について万全の態勢を図っていきまので、建設にご理解をいただきますようお願いいたします。

**ごみ積替施設に関するQ&A**

Q: 神奈川県内で同じような例はあるのですか?  
A: 改修などで外部搬出してあるほとんどの市町村が大型車へ積み替えています。既存の施設を活用したり、簡易な施設を作る場合もあります。横浜市では収集作業の効率化のため、市内に複数の輸送事務所を設け、ごみを大型車に積み替えて市内の焼却場へ輸送しています。現在、桜美園にはごみを移すための施設機能がありませんので、積替施設を建設するものです。

**広域化処理の動き**

広域化によるごみ処理は、今年の2月に、平塚市、大磯町及び二宮町で「一般廃棄物処理の基本協定」を締結しました。しかし、本格的に施設整備を行い、広域ごみ焼却施設が稼動するまでには、相当の年月がかかることが見込まれています。

このため、広域化処理が実現するまでの間、長期にわたって安定的に外部搬出できる態勢を整える必要があります。

環境課 廃棄物対策係

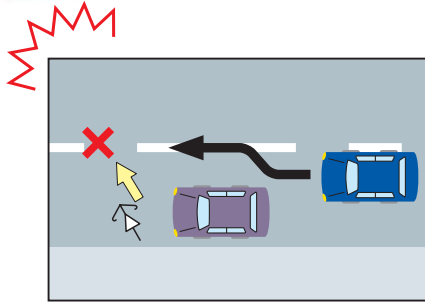


よそう! やめよう!

# 放置駐車!

～ 放置駐車のない安全なまちに ～

放置駐車とは、違法駐車のうち、ドライバーが車両を離れて直ちに運転することができない状態にあるものをいいます。

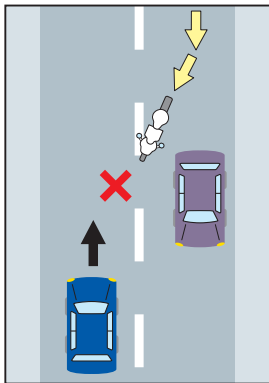


駐車車両の横を通過し、前に出た際、前方を横断してきた自転車と衝突。

安易な気持ちで尊い命を奪う重大な事故に結びつきません。

「めんどくせー」「ちよっとだけ」

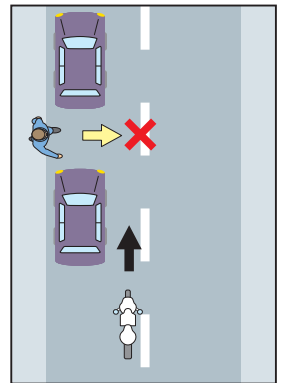
一台の放置駐車から...



一人ひとりが気をつけて、安全なまちをつくりましょう!

駐車車両の横を通過する際、対向車線にはみ出して乗用車と正面衝突。

駐車車両の横を通過する際、駐車車両の間を横断しようとした歩行者と衝突。



短時間の駐車も即、取締り!

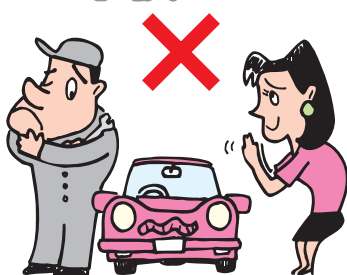


平成18年6月1日施行の道路交通法の一部改正に伴い、主に次の点が変わります。  
○民間法人に放置駐車取締りを委託  
今までの警察官・交通巡視員に加え、民間の「駐車監視員」による放置駐車取締りが行われます。  
駐車監視員は、放置駐車車両に駐車違反の標章を取り付け、カメラで撮影し、警察署に報告します。

● 道路交通法の一部改正

放置駐車取締りが強化!

車検 No!



○放置駐車をする  
取締りを受けた車のドライバー(使用者)は出頭し反則金を納付しなければなりません。反則金を納付しない場合は、「放置違反金」の納付が命ぜられます。「放置違反金」を納付しないとその車の車検が拒否されたり、財産の差し押さえによる強制徴収を受けることもあります。  
また常習違反者は、車両の使用制限を受けることがあります。

問い合わせ

・大磯警察署 ☎72-0110  
・地域推進課防災安全係

## 平成18年度所得制限限度額

単位:万円

扶養親族等の数	国民年金の方 又は未加入の方	国民年金以外の公 的年金(厚生年金 等)の方
0人	460	532
1人	498	570
2人	536	608
3人	574	646
4人	612	684
5人	650	722

※児童手当は、6月で認定する所得の年度が切り替わります。平成16年分所得で平成18年4、5月分、平成17年所得で平成18年6月～平成19年5月分までの受給可否を判定します。

児童手当制度の英語版がご覧になれます

制度の概要 (Outline of system)

<http://www.mhlw.go.jp/english/topics/child-support/index.html>

改正の概要 (Outline of revision)

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2006/03/tp0331-7a.html>

# 児童手当の改正

## 支給対象が小学校6年生まで拡大

児童手当の所得制限額が上がり、支給対象が小学校6年生修了までになりました。

今回の改正で対象となった小4～小6のお子様については、9月末までに届出をすると、4月分にかかのぼって手当が支給されます。

なお、現在小学校4年生で、平成17年度に児童手当を受けていたお子様については、手続は必要ありません。

### 支給対象

次の全ての要件に該当する方が支給対象になります。

- 小6までのお子様を養育されている方
- 平成16年または17年中の所得が左記表未満の方
- 公務員(独立行政法人を除く)以外の方(公務員の方は職場で申請して下さい。)

### 手当の額と支払時期

- 1、2人目のお子様  
月額 5,000円
- 3人目以降のお子様  
月額 10,000円

原則として、毎年2月、6月、10月に、それぞれの前月分までが支給されます。

### 手続に必要なもの

申請書は、小5、6年生のお子さんを養育されている方には、小学校を通して配布します。また所得制限額が上がったことにより新たに受給可能となる方には郵送します。

○平成17年度に児童手当を受給していない方

①児童手当認定請求書

②厚生年金等ご加入の方は、健康保険証の写し

③児童手当所得証明書

※平成17年1月1日に二宮町以外の市区町村にお住まいだった方

「平成17年度(16年分)所得証明書(児童手当用)」

※平成18年1月1日に二宮町以外の市区町村にお住まいだった方

「平成17年度(16年分)所得証明書(児童手当用)」および「平成18年度(17年



## 麻しん・風しん

### 予防接種が変わりました

麻しん(はしか)・風しんの予防接種は、単独ワクチンで各1回ずつ実施していましたが、4月1日から混合(MR混合)ワクチンの2回接種に変更されました。

**対象** 今までに麻しん・風しんのどちらも未接種のお子さん

**第1期** 生後12か月～24か月に1回目を接種

**第2期** 1回目を接種後、5～7歳未満で小学校入学前の1年間に2回目を接種

※各医療機関で受けてください。

※次のお子さんは新制度の対象となりません。

- ・麻しんワクチンのみ接種済み
- ・風しんワクチンのみ接種済み
- ・麻しん・風しんワクチンともに接種済み

**問い合わせ** 健康課保健予防係 ☎71-7100

### 申請期限

小4～小6のお子様でも、届出が10月1日以降になると、4月分にかかのぼらず、申請の翌月からの支給となりますので、ご注意ください。

申請は郵送でも受付いたします。(9月末日必着)

送付先 〒259-0196  
(個別郵便のため住所不要)  
福祉課 子育て支援係 あて

### 問い合わせ

福祉課 子育て支援係

②印鑑

①児童手当額改定請求書

○現在児童手当を受給しており、小5、6年生のお子さんを養育されている方

⑤印鑑

収票(平成17年分)

④「平成17年確定申告書」(申告していない方は「源泉徴

収票(平成17年分)を、お住まいだった市区町村にて取得してください。

ただし、平成18年6月より前は平成18年度所得証明書が入手できませんので後日提出してください。

「平成17年確定申告書」(申告していない方は「源泉徴収票(平成17年分)」)

①児童手当額改定請求書

②印鑑



# 町県民税の主な改正点

地方税法の改正で、平成18年度の町県民税は主に次の点が変更になります。

## 高齢者控除の廃止

65歳以上の方について、平成17年度まで48万円の高齢者控除がありました。平成18年度から廃止となりました。

## 妻の均等割非課税の段階的廃止

均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻（合計所得が32万円を超える方）に対して平成17年度から段階的に課税されています。

なお、合計所得金額が32万円以下の方には従来どおり均等割はかかりません。

年 度	町民税	県民税
17年度（半額）	1,500円	500円
18年度（全額）	3,000円	1,000円

## 高齢者非課税措置の廃止に伴う特例

65歳以上で合計所得金額が125万円以下の方の非課税措置が廃止され、平成18年度から課税となります。

なお、平成17年1月1日現在において、65歳以上でかつ合計所得金額が125万円以下の方については、特例により平成18年度から段階的に課税されます。

年 度	所得割額	均等割額	
	町県民税	町民税	県民税
17年度まで	非課税	非課税	
18年度	2/3を減額した額	1,000円	300円

## 定率減税の改正

平成17年度までは、所得割の15%（上限4万円）を減税していましたが、平成18年度は7.5%（上限2万円）の減税となります。

問い合わせ 税務課町民税係



# 固定資産の評価替え

土地及び家屋の評価額は、国が定めた「固定資産評価基準」に基づき3年ごとに見直しされます。平成18年度は「評価替え」の年に当たり、原則としてこの評価額が3年間（平成20年度まで）据え置かれます。

問い合わせ 税務課資産税係

## 土 地

土地の固定資産税は、同じ評価額の土地であれば同じ税負担となるよう平成9年度以降、負担の均衡化を進めています。

今回、地方税法が改正され、この仕組みの一部が変わり、その土地の新しい評価額に比べてこれまでの税負担が低い土地は、評価額の5%分を、前年度の課税標準額（税額を計算する基礎となる額）に加えて算出する方式となります。

## 家 屋

- ・平成17年1月2日以降に完成した家屋  
その家屋と同一のものを、国が示す単価を適用してその場所に新築した場合に必要なとされる建築費（再建築価格）を基準に算出します。
- ・平成17年1月1日以前に建築された家屋  
新築された年からの経過年数に応じた減価と建築物価の変動分に基づき国が定めた補正率を乗じて評価額を算出し、これを評価替え前の価格と比較して低い方を評価額とします。

# 介護新時代 28 介護保険料を改定しました

65歳以上の方の介護保険料は、3年に1度見直します。今回、平成18～20年度の介護保険サービスに掛かる費用などを推計し、保険料を改定しました。この結果、平成18～20年度の保険料基準月額額は、3950円となりました。

## 保険料が上がった主な要因

これまでの保険料の基準月額2970円から980円引き上げる必要があった主な原因は次のとおりです。

## ○サービス費用の急増

介護保険サービスは認定者数の急増に伴い、制度が始まっ

## 介護サービス費用の比較【月平均】

(単位 千円)

	12年度	17年度	増加率
居宅サービス	22,222	55,100	148.0%
施設サービス	48,615	60,892	25.3%
合計	70,837	115,992	63.7%

※17年度は2月審査分までの11か月平均

た平成12年度に比べ、17年度には約1・6倍になっていいます。特に、軽度の認定者数が大幅に増え、これに伴い居宅サービス費用は約2・5倍に急増しています。

## ○県の基金への返済

平成15～17年度のサービス費用が見込みより増えたため、保険料が不足してしまいました。不足分は県の財政安定化基金より借り入れしましたが、今後3年間で返済します。

## 制度改正により変わった内容

制度改正により、保険料に関して次の内容等が変わります。

## ○年収80万円以下の方の負担を軽減

年金収入が80万円以下(他に所得が無い場合)の方の保険料額は、これまでの基準額の75%から50%になり、負担の軽減が図られました。

## ○遺族年金等からも天引き

これまで介護保険料を天引きできなかった遺族年金や障害年金からも、天引きできるようになりました。

※対象となる方は、10月以降に支給される年金から天引きされます。

## 保険料の高騰を抑えるため

10年後には町民の3人に1人が高齢者になると見込まれる中、介護保険の費用を抑えるために、次のような事業を実施します。

## ○介護予防事業の充実

介護が必要な状態にならない、また介護が必要になっても重度化しないよう、介護予防事業をより一層推進します。

## ○サービスの適性利用の推進

サービスが適性に、より効果的で効率よく提供されるようにチェックしていきます。

## 問い合わせ

高齢介護課介護保険係

世帯全員が町民税非課税で、年金収入が年80万円以下(他に所得がある場合は所得金額と合算)の方は、高齢介護課に申告することで、保険料が安くなる場合があります。

## 段階別保険料月額(65歳以上の方の介護保険料) (単位 円)

保険料段階	条 件	15～17年度	18～20年度	増減額
第1段階 (第1段階)	・生活保護受給世帯等 【基準額×0.5】	1,485	1,975	490
第2段階 (第2段階)	・町民税世帯非課税で年金収入が80万円以下 【基準額×0.5】	2,227	1,975	△252
第3段階 (第2段階)	・町民税世帯非課税で年金収入が80万円超え 【基準額×0.75】		2,962	735
第4段階 (第3段階)	・町民税世帯課税で本人非課税 【基準額】	2,970	3,950	980
第5段階 (第4段階)	・町民税本人課税で所得が200万円未満 【基準額×1.25】	3,712	4,937	1,225
第6段階 (第5段階)	・町民税本人課税で所得が200万円以上 【基準額×1.5】	4,455	5,925	1,470

※( )の中は、改正前(15～17年度)の保険料段階

※改正前の第2段階は、町民税世帯非課税の方に一律で基準額×0.75

※第2段階の方で年金収入以外に所得がある場合は合算して判定

## 高齢福祉情報

### はり・きゅう・マッサージ等 施術費の助成

次の助成券を交付しています。

#### ●助成の内容

1枚1,500円のはり・きゅう・マッサージ等施術費の助成券を、年間6枚交付します。

#### ●対象者

町内に1年以上お住まいの78歳以上の高齢者で、介護保険で要介護3～5の認定を受けていない方

#### ●その他

利用にあたっては、申請が必要です。

#### 問い合わせ

高齢介護課高齢福祉係

# 基本健康診査と成人健康診査が 変わります！

介護保険法の一部改正により、今まで65歳以上の方を対象に9月・10月に実施していた「基本健康診査」の健診内容と受診時期が変わります。

それに伴い、今まで18歳から39歳未満の方を対象に5月・6月・7月に実施していた「成人健康診査」が、「基本健康診査」と一緒の受診になります。お間違えのないように、受診してください。

期 間 6月1日(木)～9月30日(土)

◆基本健康診査(生活習慣病予防)

対象 町内在住の18歳以上65歳未満

◆基本健康診査(介護予防)

対象 町内在住の65歳以上の方

※職場等の健康診査を受けられる方は対象外

受診方法 朝食などをとらず、「空腹状態」で各医療機関へ直接お出かけください。

診査内容

①基本チェックリスト

※65歳以上の方は、健診前に記入していただきます。

②必須検査(受診者全員)・・・問診、身体計測、視診等、血圧測定、尿・脂質・貧血・肝機能・腎機能・血糖検査(※65歳以上の方は、口腔や関節の状態の診察があります)

③選択検査(受診者のうち医師が必要と認めたら)

・・・心電図、眼底検査、胸部・腰部レントゲン、便潜血(2日法で、おおむね40歳以上の方)

◆C型肝炎ウイルス検査

対象 次の①～③のいずれかに該当する基本健診受診者で、希望する方

①4月1日から19年3月31日までに満40・45・50・55・60・65・70歳の誕生日を迎える方

②過去に肝機能異常を指摘されて未治療の方

③広範に外科的処置を受けたことのある方、妊娠・分娩時に多量に出血をしたことがあり、定期的な肝機能検査を受けていない方

※過去にC型肝炎ウイルス検査を受けたことがある方は対象外

※C型肝炎ウイルス検査は今年度で終了

診査費用(受診医療機関で支払い)

基本健康診査……………2,500円

C型肝炎ウイルス検査……………600円

※治療費は含まれていません。

※老人医療受給者証、生活保護受給者票、今年度町税務課で発行する世帯主の非課税証明書をお持ちの方は無料です。

持ち物 健康保険証

健診結果の返却 診査票は医療機関でお受け取りください。診査結果によっては、町からご連絡する場合があります。

その他 診査票は健康診断書として使用できません。また、再発行できませんので大切に保管してください。

問い合わせ・健康相談の予約

健康課健康づくり係(保健センター) ☎71-7100

## 基本健康診査実施医療機関及び実施時間一覧表

(アイウエオ順)

医療機関	住所	実施日時	備考
井上整形外科 ☎72-4114	百合が丘1-1-1	月・火・水・金 土 9:00～11:30 15:00～17:00 9:00～11:30	要電話予約
尾上クリニック ☎71-1612	二宮795	月・火・木・金 土 9:00～11:30 15:00～17:00 9:00～11:30	
加藤クリニック ☎71-8443	百合が丘2-4-1	月・火・水・木・金 土 8:45～12:00 13:30～16:45 8:45～11:30	
倉田産婦人科医院 ☎71-2370	百合が丘2-4-4	月・火・水・金・土 9:00～12:00 14:00～16:00	事前に連絡をしてください
クリニック杉原 ☎72-0310	中里736-5	月・火・水・金 土 9:00～12:00 14:00～17:00 9:00～12:00 14:00～16:00	事前に連絡をしてください
この内科・循環器科クリニック ☎72-6701	二宮884	月・火・水・金 土 8:45～12:00 14:45～17:00 8:45～12:00	
さだもとクリニック ☎72-5737	二宮821-10	月・火・木・金 水・土 9:00～12:00 15:00～18:00 9:00～12:00	事前に連絡をしてください
住田医院 ☎71-0179	二宮122-8	月・火・水・金 第2・3・5の木・土 9:00～12:30 15:30～17:30 9:00～12:30	65歳以上要予約 ご連絡ください
たけすえ小児科 ☎71-9735	二宮904	水・木・金 15:00～18:00	要電話予約
西山クリニック ☎71-1212	二宮1285-1	月・火・水・木・金 ・土・日・祭日 9:00～12:00 14:00～17:00	朝食は取らないで受診してください。
二宮診療所 ☎71-0201	二宮1305	月・火・水・金 9:00～12:00	朝食は取らないで受診してください。要電話予約
二宮中央胃腸外科 ☎73-2911	中里989-7	月・火・木・金 土 9:00～12:00 14:00～18:00 9:00～12:00	
二見整形外科 ☎0465-43-2921	川匂6	月・火・水・金 土 9:00～11:30 14:00～17:00 9:00～11:30	要電話予約
百合が丘クリニック ☎73-0082	百合が丘2-1-2	火・水・金 月・土 9:00～11:30 15:00～17:00 9:00～11:30	要予約
横山医院 ☎72-2580	二宮1048-2	月・火・水・木・金 土 9:00～11:30 15:00～17:00 9:00～11:30	

(注) 都合により休診となる場合がありますので、ご注意ください。

# じょうほう館

☎ … 申込み ☎ … 問い合わせ  
町役場の電話番号 71-3311

## ◆ ひきこもり家族教室

6月16日(金) ※事前予約制  
14時～16時  
平塚保健福祉事務所

内容 ひきこもりに悩んでいるご家族のための教室です。家族だけで悩まないで参加してみませんか！ひきこもりに関する情報を伝え、家族同士で話し合える場にしていきます。と思っています。

☎ 平塚保健福祉事務所

保健予防課 ☎ 32-0130

## ◆ 認知症相談

5月26日(金)～5月31日(水)  
19時～20時30分  
二宮せせらぎ公園  
観賞中の注意

① ホタルは取らない。

② ホタルは光に弱いいため、懐中電灯の使用やカメラのフラッシュ撮影はしない。

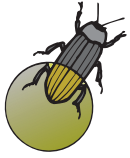
③ 犬などのペットは連れてこない。

④ ゴミはお持ち帰りください。

※駐車場はありません。

※雨天中止の場合あり。

☎ 道路公園課公園緑地係



コール等の相談も含む。  
☎ 平塚保健福祉事務所

保健予防課 ☎ 32-0130

## ◆ 百合が丘保育園 臨時保育士の募集

採用条件 保育士資格者

勤務時間 月～金曜日8時30分～17時15分(月1回程度土曜勤務あり)

勤務内容 保育業務

採用予定人員 1名

手続き等 履歴書を5月31日(水)までに提出(採用があり次第締切)

☎ ☎ 福祉課子育て支援係

あり次第締切)

## ◆ ホームヘルパー2級講習会

期間 6月12日～7月24日までの毎週月、水、金曜日(18日間)と実習4日間

時間 9時30分～16時30分

会場 平塚栗原ホーム(平塚市立野町31番20号)

対象 二宮町在住で、就業の意欲があり、資格取得後ホームヘルパー活動のできる55歳～65歳で、全日程受講可能な方。

受講料 無料(テキスト代6800円と健康診断料は自己負担)

募集人員 50名(応募多数のときは抽選)

受講料 無料(テキスト代6800円と健康診断料は自己負担)

募集人員 50名(応募多数のときは抽選)

受講料 無料(テキスト代6800円と健康診断料は自己負担)

募集人員 50名(応募多数のときは抽選)

受講料 無料(テキスト代6800円と健康診断料は自己負担)

募集人員 50名(応募多数のときは抽選)

受講料 無料(テキスト代6800円と健康診断料は自己負担)

## 湘南にのみや 花火の祭典 7月28日開催決定！ 協賛金の募金にご協力を！

夏の風物詩である湘南にのみや花火の祭典が今年も町の夜空を彩ります！

町観光協会では、昨年以上に華やかな祭典にするため、今年も協賛金募金箱を町役場などの公共施設や商店などに設置します。

夏の夜空に大輪の花が咲かせられるよう、皆様のご協力をお願いします。

募金箱の設置場所と期間は、二宮町観光協会までお問い合わせください。

☎ 二宮町観光協会

[町経済課内]



## 5月の納期

固定資産税 (全期・1期)  
軽自動車税 (全期)  
保育料 (5月分)

⇨⇨⇨ 5月31日

～活かします あなたの納める貴重な税～

締切日 5月23日(火) 消印有効

申込み (社) 神奈川県シルバ

1人材センター連合会

〒231-0026 横浜

市中区寿町1-4 かなが

わ労働プラザ6階

募集案内は町役場、ラディ

アン、町民サービスプラザ

(百合が丘)、二宮町生

きがい事業団にあります。

☎ 二宮町生きがい事業団

71-0681

◆平成18年度社会福祉施設  
産休等代替職員の登録

所定の資格を有し、社会福祉施設職員の産休等の際して代替職員を希望される方の登録を行います。

登録先 神奈川県

対象者 県内に居住する保育士、看護師、保健師、介護員、寮母、指導員、栄養士、調理員等で現在社会福祉施設の業務に従事していない方。

申込期間 5月15日(月)から31日(水)まで

登録方法 役場福祉課にある登録申込書にご記入の上、提出してください。

囲・團 福祉課子育て支援係

## 田代公園・富士見公園の 安全性が確認されました

田代公園・富士見公園周辺にお住まいの皆様及び公園利用者の皆様には大変ご不便とご迷惑をかけておりましたが、ヒ素検査が全て終わりましたのでご報告いたします。

検査の結果、調査を実施した18箇所のうち田代公園内1箇所の検査地点で基準値を超える数値(ヒ素0.015mg/㍑(土壌溶出量基準値：0.01mg/㍑))が検出されましたが、水質検査及び土壌検査の結果を基に二宮町が総合的に判断を行った結果、田代公園、富士見公園及び同公園周辺地域の井戸水や土壌の安全性の確認ができましたので、お知らせいたします。

なお、安全性の確認ができましたが、二宮町としては基準値を超える数値が出た検査地点周辺の土を入れ替え、より一層の安全・安心を確保いたしました。

なお、具体的な検査結果は、二宮町ホームページに掲載すると共に道路公園課において閲覧できるようにいたしました。

團 道路公園課公園緑地係

### ●町制施行70周年記念●

## 「ふるさと再発見5」が完成!

—道の変遷と町の発展—

町制70周年を記念し、「道の変遷と町の発展」をテーマに『ふるさと再発見5』を発行しました。

多くの先人によって造られてきた道の移り変わりや町の発展に道がどうかかわってきたかをたどることのできる実用的な1冊です。

歴史をたどり、「ふるさとの道」への思いを馳せてみませんか。

仕様 A5版 110ページ 価格 500円



※『ふるさと再発見1—二宮の古道—』『ふるさと再発見2—二宮の海運・チョウ—』『ふるさと再発見3—国府祭と川勾神社の付祭り・二宮の野鳥・二宮の植物—』『ふるさと再発見4—池田先生 郷土二宮を語る・路傍の石仏について・二宮のチョウ—』も各400円で頒布中です。

お求め・問い合わせは

生涯学習課生涯学習係(ラディアン内)まで

## 児童虐待相談窓口

児童虐待は早期発見、早期対応が大切ですので、情報がありましたらご連絡ください。

その1 「おかしい」と感じたら迷わず通告を

その2 「しつけのつもり…」は言い訳

その3 ひとりで抱え込まない

その4 親の立場より子どもの立場

その5 虐待はあなたの周りでも起こりうる

二宮町福祉課子育て支援係 (8:30~17:15)

(専用直通電話) ☎73-3366

子ども家庭110番 (9:00~20:00)

☎0466-84-7000

かながわ子ども虐待ナイトライン (20:00~9:00)

(虐待通告のみ) ☎0466-83-5500

團 福祉課子育て支援係

### 資源ごみの収集量と売却代金

	3月分		平成17年度累計	
古紙・布類	178,860kg	1,017,972円	2,305,240kg	11,878,618円
ビン・ガラス類	10,660kg	6,240円	158,670kg	99,600円
金属・空カン類	1,899kg	94,950円	13,309kg	585,660円
樹脂類	7,895kg	3,552円	115,625kg	46,680円
金額総計 (売却代金は町の会計に入る)	1,122,714円			12,610,558円

### 町の人口(4月1日現在)

総数 30,078人 (-50)  
男 14,588人 (-19)  
女 15,490人 (-31)  
世帯数 11,028世帯 (+20)

( )内は前月比。人口統計より

## 広報モニター の意見より

「広報にのみや」に毎月10名の広報モニターからご意見や感想をいただき、紙面づくりに役立っています。  
平成17年度に寄せられた一部を要約してご紹介します。

○カラーは目がチカチカして読みづらく、無駄である。  
○昨年年度から全ページカラーで発行しています。見やすいという感想もいただいております。引き続きカラーで発行します。  
○花の写真などは、いつ撮影したか分かるので、見に行く目安になります。  
○表紙の写真などに撮影日を入れるようにしました。ぜひご活用ください。

○町民の顔が見えないことに不満です。参加された方の意見などを写真入りで掲載するよう希望します。  
○町民のみなさんが活動している姿を、個人情報にも配慮しながら掲載していきます。

○ホームページを利用できない人たちのためにも広報紙は必要です。特に高齢者に向けて優しい文章で、分かりやすいことに重点をおいて編集していったらよいと思います。  
○幅広い年齢層の方々に向け、難解な表現をさげ、用語の解説を加えるなど、分かりやすい紙面づくりを心がけます。

○ひとつの記事を連続して取り上げて、町の取り組みなどをこまかく報告しようとする姿勢が目に見えてきて良いと思います。これからも、計画・途中経過・実施報告・反省など、今やろうとしていることも、実際に行なったことも、細かに伝えてくれる広報であってほしいです。

○町のさまざまな情報を町民のみなさんと共有し、協働のまちづくりを進めるためにも、広報紙は重要な役割を担っています。これからの確かな情報提供に努め、愛読される広報紙を目指します。

みなさんもご意見、ご感想をお寄せください。

### 問い合わせ

地域推進課広報広聴係

## にのみや 再発見

①

### 川勾神社（その1）

わたしたちの暮らす二宮町の歴史や文化などをシリーズで紹介します。今月と来月は町名の由来にもなっている川勾神社です。

#### 川勾神社と国府祭

川勾神社は大和朝廷のあった頃に創られました。全国の神社を記録した書物「延喜式」（927年）にも記載され、太古の昔から相模の国の安全や平和を願ってきました。  
川勾神社が相模の国の二之宮として参加する国府祭は、千年以上の歴史があり、その

当時、国司が国府所在地に相模国内の主要な神社を招き、天下泰平・五穀豊穡の祈りを捧げたと伝えられています。

国府祭には川勾神社のほか、寒川神社（一宮）・比々多神社（三宮）・前鳥神社（四宮）・平塚八幡宮（五宮）・総社六所神社が参加して行われます。

かつて相模国は相武（相模）の国と師長の国に分かれており、それぞれの一之宮がありました。国府祭にみられる古式座問答は相模の国の一之宮をめぐる寒川神社と川勾神社の争いの名残をとどめており、神奈川県的重要無形民俗文化財に指定されています。

祭典は現在5月5日ですが、かつては6月21日でした。この日はちょうど夏至の頃にあたり、田植えが一段落した骨休みの日です。この祭は天下の泰平を祈るだけでなく、稲の生長を願う人々の祈りもこめられていました。



かつての姿を今に残す田舟  
(全長1.5m、幅30cm)

#### 川勾神社と田舟

川勾神社には大正4年、水田から発掘された「田舟」が保管されています。奈良時代のもので、町の有形文化財に指定されています。

発掘された場所は川勾神社より西に2キロメートルほどの、旧神領地（かつて川勾神社のあったところ）とされています。この田舟は半分が割れていて、その片方だけが見つかっています。神領地から発見されたことを考え合わせると、田植えに使った舟を二つに割り、その半分を神に捧げることが一つの祈りの姿だったのかもしれない。

(次号につづく)

所在地 山西2122  
アクセス 押切坂上バス停より徒歩約15分。二宮西中学校そば。



# 湘南ビーチマラソン大会

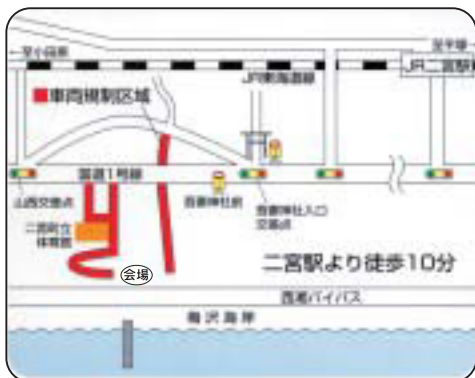
～ イベント情報 ～

**6月4日(日) 8:30～15:00**

**メイン会場：山西・梅沢海岸**

**車両進入禁止のお願い**

当日7:00～15:00は、国道1号線および旧東海道から梅沢海岸への車両の進入はできません。



ゲストランナー  
**高瀬みどりさん**

東京国際女子マラソン、  
大阪国際女子マラソン等  
に出場

**湘南にのみや  
海岸530(ゴミゼロ)キャンペーン**



**5月27日(土) (小雨決行)  
午前7時50分 集合  
梅沢海岸 (町立体育館下東側)**

二宮の豊かな自然を象徴し、湘南ビーチマラソンのコースでもある美しい海岸を守るため、海岸清掃を実施します。

朝のすがすがしい潮風を肌で感じながら、海岸をきれいにして、心もリフレッシュしましょう。皆さん奮ってご参加ください！

持ち物 軍手

合図の花火 (実施時のみ打ち上げます)

7:00……二宮高校

7:20……役場駐車場

※車ででの来場はできません。

團 環境課環境推進係

**<サブイベント>**

8:30～ 模擬店の出店

11:00～ 海の幸鍋 (3,000食)

14:00～ 湘南ベルマーレとミニサッカー、  
ビーチフラッグス大会

**<アトラクション>**

9:20～ 茶屋子ども鼓笛隊

10:15～ フラダンス演技

11:50～ ジャギーキッズ演技

12:30～ 茶屋子ども鼓笛隊

※内容・時間等は変更する場合があります

※駐車場はありません。二宮駅からシャトルバスをご利用ください。

問い合わせ 生涯スポーツ課体育振興係

西湘地域  
労働者福祉協議会から



善意の寄付に感謝

吾妻山公園（4月4日）



# 春らんまん



葛川夜桜ライトアップ（4月7日）



花いっぱい運動（4月25日）



中里の間島さん宅（4月18日）

## 春の全国交通安全運動

4月6日から15日まで期間中、交通安全推進の取り組みが町内各所で行われました。みなさんも交通事故にあわないようお互いに気をつけましょう。



上手に渡れるよ  
(新入学児童の交通安全教室)

事故には気をつけて  
(交通安全街頭キャンペーン)



## 消防団入退団式

3月31日、公民館で消防団入退団式が開かれました。

13名の退団者には古澤町長から感謝状が贈呈され、その後を引き継ぐ14名の方が任命されました。

また、3月29日、神奈川県消防防災功労者表彰式で、永年にわたる消防団活動への功績に対し、柳川敏一さんに、日本消防協会会長から功績賞が贈られ、古澤町長から表彰が伝えられました。



早速訓練に励む新入団員